

【R07 改正点】宅建業法 大臣に対する届出等の手続き

国土交通大臣への免許申請等に係る都道府県知事の経由事務の廃止

1. 廃止された経由事務

- ①免許の申請(宅建業法 4 条 1 項)
- ②変更の届出(9 条)
- ③廃業等の届出(11 条 1 項)
- ④案内所等の届出(50 条 2 項)

2. 試験のポイント

「申請書等の経由」申請をする旨の規定が廃止され、大臣への申請書・届出書は直接国土交通大臣(あるいは、権限を委託された地方整備局等)に対して提出することとなった。

経由申請は廃止 ⇒ 直接、大臣(地方整備局等)に提出

3. 免許の申請

免許を受けようとする者は、**2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して**その事業を営もうとする場合にあつては**国土交通大臣**に、**1の都道府県の区域内**にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、**免許申請書を提出しなければならない。**

⇒ **大臣に直接**免許申請書を提出

4. 変更の届出

宅建業者は、「**商号等**」について**変更**があつた場合においては、**30日以内**に、その旨をその**免許を受けた国土交通大臣**又は都道府県知事に**届け出なければならない。**

⇒ **大臣に直接**届出書を提出

5. 廃業等の届出

宅建業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、**当該各号に掲げる者は、その日**(第1号の場合にあつては、**その事実を知った日**)から**30日以内**に、その旨をその**免許を受けた国土交通大臣**又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 宅地建物取引業者が**死亡**した場合 **その相続人**
- 二 法人が**合併により消滅**した場合 **その法人を代表する役員であつた者**
- 三 宅地建物取引業者について**破産手続開始の決定**があつた場合 **その破産管財人**
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により**解散**した場合 **その清算人**
- 五 宅地建物取引業を**廃止**した場合 宅地建物取引業者であつた**個人**又は宅地建物取引業者であつた法人を**代表する役員**

⇒ **大臣に直接届出書を提出**

6. 案内所等の届出

宅建業者は、その業務を開始する日の10日前までに、「案内所等(契約・申込みを受ける)」の場所について所在地、業務内容、業務を行う期間及び専任の宅建士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

⇒ 大臣に直接届出書を提出

※「免許権者」と「所在地を管轄する都道府県知事」の2か所に届出が必要

7. 都道府県知事への免許等に関する情報の提供

1 国土交通大臣は、一定の事項及び免許申請書又は変更の届出の届出書に添付された特定書類の写しを、遅滞なく、宅建業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提供しなければならない。

⇒ 大臣から本店所在の知事に情報を提供する

2 国土交通大臣は、廃業等の届出を受理したときは、遅滞なく、その者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

⇒ 大臣から本店所在の知事に通知する

【NEW】

渋谷会 R07 宅建 「これだけで合格セット」

宅建基幹講座(インプット) 全 68 回 約 62 時間 30 分

宅建過去問演習講座(アウトプット) 全 40 回 約 28 時間

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>